お 知 ら せ

令和５年４月１日から、佐賀地方裁判所武雄支部及び佐賀地方裁判所唐津支部で取り扱っている民事執行事件は、執行官に対する申立てを除き、佐賀地方裁判所本庁で取り扱うことになりました。

これに伴い、現在上記各支部に係属中の民事執行事件については、順次、佐賀地方裁判所本庁に引き継ぎます。

【対象となる主な事件】

不動産等強制競売申立事件、担保不動産等競売申立事件
債権差押命令申立事件、債権配当等事件
（執行官に対する申立て（動産執行、不動産引渡執行等）に変更はありません。）

【対象となる管轄裁判所と管轄区域】

武雄支部（武雄市、杵島郡、鹿島市、嬉野市、藤津郡、伊万里市、西松浦郡）
唐津支部（唐津市、東松浦郡）

【新しい管轄裁判所と管轄区域】

佐賀地方裁判所本庁（佐賀県下全域の民事執行事件を管轄します。）

【取扱開始時期】

令和５年４月１日

なお、民事執行事件の申立てに関して、令和５年３月１日から同年３月３１日までの間は、武雄支部及び唐津支部の管轄であっても佐賀地方裁判所本庁に申し立てることが可能です。

【執行官に対する申立て、競売事件の入札に関するお問合せ先】

佐賀地方裁判所本庁　執行官室　　電話番号　0952-26-7176（直通）

【執行官に対する申立てを除く民事執行事件に関するお問合せ先】

佐賀地方裁判所本庁　民事執行係　電話番号　0952-38-5619（直通）
佐賀地方裁判所武雄支部　　電話番号　0954-22-2159（代表）
佐賀地方裁判所唐津支部　　電話番号　0955-72-2138（代表）